

一般社団法人日本真空学会 真空の匠 規程

(目的)

第1条 本表彰は、日本真空学会に関連した真空関連技術に長年専心し、あるいは、オリジナルな真空関連技術開発の先鞭をつけた一般社団法人日本真空学会（以下「本会」という）の正会員に対して日本真空学会真空の匠を授与し、その功績を称えることを目的とする。

(推薦)

第2条 本会正会員および法人会員は別途定められた形式による推薦書によって学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(選定)

第3条 顕彰審査会は、推薦された候補者の中から毎年若干名の受賞にふさわしい候補者を選考して、理事会に推薦する。理事会は顕彰審査会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、真空に関する連合講演会において行い。受賞者には賞状を授与し、楯を贈呈する。

(受賞業績の公開)

第5条 受賞業績は、真空に関する連合講演会において紹介する。

(規程の改廃)

第6条 この規程は理事会の決議を経て変更することができる。

付則

この規程は平成26年1月30日から実施する。

この規程は平成27年3月11日の理事会において第5条を変更した。